

標準引越運送約款の改正に伴いトラック運送事業者に行っていただくこと

○積込み、取卸し、搬出、搬入、荷造り及び開梱に要する料金を収受するためには、

- ①運賃料金設定(変更)届出が必要です。
- ②新たな標準引越運送約款の掲示が必要です。
- ③見積書の見直しが必要です。

平成30年6月1日以降

新標準引越運送約款を使用する

必要な作業

- ①運賃料金設定(変更)届出を行う
- ②新たな標準引越運送約款を営業所に掲示する
- ③見積書の見直しを行う(運賃・料金の明確化、解約・延期手数料の変更等)

独自約款を使用する場合は、適用範囲や確認日等新しい約款の考え方を盛り込んだ内容の約款を作成し認可を受け、さらに運賃料金設定(変更)届出を行う必要があります。